

障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー（基礎編）

# 4. 事前的改善措置

解説：駒澤大学 教授 柴田 邦臣

# (1) 用語解説

## ◆ 「事前改善措置」

- 合理的配慮を提供するために、事前に環境を整備すること
- 具体例：施設のバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービスや人的支援、情報アクセシビリティの向上など
- Webサイトのアクセシビリティ向上などにも留意

## 「事前改善措置」のポイント

(1) ハード面（物的）、(2) ソフト面（人的）、(3) 理解醸成

## ◆ 根拠：障害者差別解消法 第五条

## (2) 事例解説

### ◆ 事例検討

- 「識字障害のある学生から、授業中のスライドの文字が読みにくい  
ため、配慮をお願いしたいとの依頼を受けた。」

### ◆ 配慮案

1. 当該の学生に対して、スライドを印刷したものを配布する。

② 授業スライドのフォントを、よりUDに配慮したものにする。

→ 「フォント・スライドの事前準備、そのための知識」

→ 「事前的改善措置」

## (2) 事例解説

### ◆ 解説

- (1) UD用フォントを用いたスライドなどのハード的な事前準備
- (2) そのような知識（助言）やサポートが可能な人的な準備
- (3) スライドの改善によって、授業全体をUD化させるという意識

### ◆ 「事前的改善措置」のメリット

- 教育内容・キャンパス全体のUD化をめざせる（制度面の改善も）。
- 個別対応よりも、コストの適正化を図りやすい。

### ◆ 「事前的改善措置」にとっての課題

- 個別配慮や人的サポートを省略化するものではない。
- 事前の教職員やサポート人材の研修（FD・SD）が不可欠。